

財 関 第 1102 号
平成 25 年 10 月 15 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 宮内 豊

関税法基本通達等の一部改正について

関税定率法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 6 号）の一部の施行に伴い、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）及び税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）の一部を下記のとおり改正し、平成 26 年 1 月 1 日（水）から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第 1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙 1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 2 税関様式関係通達の一部を次のように改正する。

（I 税関様式の一部改正）

税関様式 C 第 1040 号を別紙 2-1 のように、税関様式 C 第 1041 号を別紙 2-2 のように、税関様式 C 第 1060 号を別紙 2-3 のように、税関様式 C 第 1140 号を別紙 2-4 のように、税関様式 C 第 1150 号を別紙 2-5 のように、税関様式 S 第 1025 号を別紙 2-6 のように、税関様式 S 第 1045 号を別紙 2-7 のように、それぞれ改める。